

滝川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

ページ	修正箇所	修正内容	前回	今回
3	②商業業務地 7行目	末尾に文言の追加	中心商業業務地は、滝川市街地の3・3・2号大通(国道12号)及び3・3・5号東大通(国道38号)の交差部からJR滝川駅前にかけて配置し、滝川市中心市街地活性化基本計画に基づき、商業業務施設や娯楽施設の集積のほか、行政、金融、医療・福祉、居住など多様な都市機能の集積、複合化により、広域的な生活圏の形成、維持を図るとともに、中心市街地らしいにぎわいのある空間形成を図る。	中心商業業務地は、滝川市街地の3・3・2号大通(国道12号)及び3・3・5号東大通(国道38号)の交差部からJR滝川駅前にかけて配置し、滝川市中心市街地活性化基本計画に基づき、商業業務施設や娯楽施設の集積のほか、行政、金融、医療・福祉、居住など多様な都市機能の集積、複合化により、広域的な生活圏の形成、維持を図るとともに、中心市街地らしいにぎわいのある空間形成を図る。 <u>併せて、交通結節点機能の強化や歩行空間のバリアフリー化、JR滝川駅西側の低未利用地の有効活用などにより、JR滝川駅周辺地区の再整備を目指す。</u>
5	①基本方針 a 交通体系の整備の方針 22行目	文言の修正	滝川市、新十津川町は豪雪地帯であり、冬季間の交通の確保やバリアフリーなどを始め、冬の交通環境の改善を図る。	滝川市、新十津川町は豪雪地帯であり、冬季間の交通の確保や <u>バリアフリー化など、冬の交通環境の改善を図る。</u>
6	②主要な施設の配置の方針 a 道路 8行目	文言の削除	3・4・8号蔵前通(一般道道滝川停車場線)、3・4・29号十二丁目通(一般道道江部乙赤平線)、3・4・104号学園通(一般道道学園新十津川停車場線)、 <u>一般道道北滝の川東滝川停車場線</u> 及びその他の都市計画道路を配置し、中空知圏域交流軸として都市内道路網を形成する。	3・4・8号蔵前通(一般道道滝川停車場線)、3・4・29号十二丁目通(一般道道江部乙赤平線)、3・4・104号学園通(一般道道学園新十津川停車場線)、及びその他の都市計画道路を配置し、中空知圏域交流軸として都市内道路網を形成する。
7	①基本方針 a 廃棄物処理施設 1行目と7行目	文言の修正	北海道循環型社会推進基本計画	北海道循環型社会形成推進基本計画